

目次

第1章 総則

第1 通則

第2 定義

第3 貸付の制限

第2章 地方長期資金等貸付前の手続

第1 金利方式の決定

第2 資金貸付予定額の決定

第3 資金貸付予定額等の通知

第4 計画の変更

第3章 地方長期資金等の貸付

第1節 起債前貸等

第1 資金年度及び資金名

第2 貸付条件

第3 起債前貸等借入申込書の審査

第4 資金貸付額等の通知

第2節 普通地方長期資金等

第1 資金年度及び資金名

第2 貸付条件

第3 貸付期日の延長

第4 普通地方長期資金等借入申込書の審査

第5 資金貸付額等の通知

第4章 地方短期資金の貸付

第1 地方短期資金の種類

第2 資金年度及び資金名

第3 貸付条件

第4 地方短期資金借入申込書の審査

第5 資金貸付額等の通知

第5章 財務状況把握

第1 財務状況把握の対象

第2 財務状況把握の実施方法

第3 モニタリングの実施等

第4 ヒアリング実施予定団体の選定

第5 ヒアリングの実施等

第6 ヒアリング実施団体に対する診断表の交付及び実施結果等の報告

第6章 報告等

第1 理財局長に対する報告等（再掲）

第2 地方公共団体に対する通知（再掲）

第3 理財局長に対する随時報告

第7章 雑則

第1 借用証書の記番号

第2 読替規定

第1章 総則

第1 通則

財務局長又は財務事務所長が、財政融資資金地方資金の運用に関し行う事務については、法令その他の規定に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

第2 定義

この細則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理運用規則 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則(昭和49年大蔵省令第42号)をいう。
- (2) 地方公共団体 財政融資資金法第10条第1項第6号に掲げる地方公共団体をいい、地方自治法第1条の3第3項に掲げる財産区を除く。ただし、第5章においては、地方自治法第1条の3第2項に掲げる普通地方公共団体及び同条第3項に掲げる特別地方公共団体のうち特別区をいう。
- (3) 地方資金 管理運用規則第13条に規定する地方資金をいう。
- (4) 地方長期資金等 普通地方長期資金等及び起債前貸等をいう。
- (5) 普通地方長期資金等 管理運用規則第15条第2項に規定する普通地方長期資金及び同条第3項に規定する普通地方特別資金をいう。
- (6) 起債前貸等 管理運用規則第15条第2項に規定する起債前貸及び同条第3項に規定する特別起債前貸をいう。
- (7) 地方短期資金 管理運用規則第15条第4項に規定する地方資金をいう。
- (8) 融資審査の厳格化 別紙第1号書式(乙)の平成 年度財政融資資金融資審査表(Ⅱ.財務の健全性に係る確認)を作成して地方公共団体の財務の健全性を確認し、貸付の可否を審査することをいう。
- (9) 財務状況把握 融資審査の充実を図るため、財政融資資金の償還確実性を確認する観点から、融資主体として、融資先である地方公共団体の財務状況(債務償還能力と資金繰り状況)を把握することをいう。
- (10) 行政キャッシュフロー計算書 地方公共団体の一決算年度における

現金預金の流れを「行政活動の部」、「投資活動の部」、及び「財務活動の部」に区分して表示した計算書をいう。

(11) 財務指標 行政キャッシュフロー計算書を利用して算定される指標をいう。

第3 貸付の制限

1 一般的制限

次の各号の一に該当する地方公共団体については、地方資金の貸付を行わない。

- (1) 地方資金等の元金の償還計画が確立されていない等のため元金の償還又は利子の支払が不能と認められるもの。
- (2) 地方資金等の元金の償還又は利子の支払を現に延滞しているもの又は所要の公債費を予算に計上していない等のため今後において延滞の生ずるおそれのあるもの。
- (3) 現に貸付中の地方長期資金等の貸付先実地監査の結果指示した不備不当事項について、繰上償還等の措置を完了していないもの。
- (4) 過去において、著しく事実に相違した借入申込みにより地方資金を借り入れており、適正な借入申込みを担保するための改善措置が現に講じられていると認められないもの。
- (5) 財務の経理が著しく不明確であるもの。

2 地方長期資金等の貸付の制限

次の各号の一に該当するものについては、地方長期資金等の全部又は一部について貸付を行わない。

- (1) 起債の同意若しくは許可（以下「同意等」という。）を受けていないもの又は資金貸付予定額の決定に際して付された条件を満たしていないもの。
- (2) 事業実施計画が不適切等のためその遂行が困難であると認められるもの。
- (3) 事業の効果が少ないもの、永続性のないもの及び事業施行結果の確認が甚だしく困難なもの。
- (4) 一般調査費、維持管理費等一般財源をもって支弁することが適当であると認められるもの又は私有財産に係るものであってその経費を受益者に負担させることが適当であると認められるもの。
- (5) 借入申込書（添付書類を含む。）等に虚偽の記載をしていると認められるもの。
- (6) 財務状況が著しく悪化し、かつ、財務の改善のための努力が行われていないと認められるもの。

3 地方短期資金の貸付の制限

- (1) 赤字の地方公共団体（地方公営企業に係る貸付の場合にあっては当該企業、以下本項及び第4章において同じ。）に対する貸付は原則として

行わない。

- (2) 借入申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載をしている地方公共団体に対しては貸付を行わない。

第2章 地方長期資金等貸付前の手続

第1 金利方式の設定

財務局長又は財務事務所長は、管理運用規則第15条の2の規定により、地方公共団体から財政融資資金普通地方長期資金等借入金利設定申込書（以下「設定申込書」という。）又は同変更申込書（以下「変更申込書」という。）の提出を受ける場合は、次の各号により取り扱う。

- (1) 各事業について新たに金利方式を設定する場合 可能な限り速やかに設定申込書の提出を受け、その写しを財務省理財局長（以下「理財局長」という）に送付する。
- (2) 各事業について設定済みの金利方式を変更する場合 貸付予定額の決定年度の前年度の3月31日までに変更申込書の提出を受け、その写しを理財局長に送付する。この場合において、5年毎利率見直し方式又は10年毎利率見直し方式から固定金利方式への変更又は5年毎利率見直し方式から10年毎利率見直し方式への変更は、当該利率見直し方式を適用することとした年度から起算して3年経過毎に認め、これ以外の年度での変更は認めない。

第2 資金貸付予定額の決定

普通地方長期資金等の貸付予定額（以下「資金貸付予定額」という。）の決定等は、次の手続により処理する。

- (1) 財務局長又は財務事務所長は、管理運用規則第16条に定める事業計画に関する書類（毎年度別に定める書式による。）を提出する地方公共団体について、第5章第3第3号に規定する審査参考資料及び別紙第1号書式（甲）の平成 年度財政融資資金融資審査表（I. 事業計画の内容に係る確認）を起債予定額の進達までに作成し、財務の健全性及び事業計画の内容について審査する。
- (2) 財務局長又は財務事務所長は、貸付を予定する前年度において、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第6条に規定する財政健全化団体に該当した団体については、前号の審査参考資料に代えて別紙第1号書式（乙）により審査する。この場合において、前年度第5章第5によるヒアリングを実施しなかった団体に係る別紙第1号書式（乙）については、4月末までに作成する。
- (3) 財務局長又は財務事務所長は、前号の審査により、貸付を行うことが適当でないと整理した場合は、速やかに任意の様式により理財局長に報告するとともに、別紙第2号書式の平成 年度における財政融資資金の取扱いについてにより、地方公共団体に通知する。この場合において、

財務事務所長が報告するときは、財務局長を経由する。ただし、災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債及び公営企業債については、融資審査の厳格化の対象としない。

- (4) 財務局長又は財務事務所長は、別紙第1号書式（甲）及びその他必要な事項を踏まえ資金貸付予定額を決定するに際し、貸付を行わないことを決定した場合は、速やかに任意の様式により理財局長に報告する。この場合において、財務事務所長が報告するときは、財務局長を経由する。
- (5) 財務局長又は財務事務所長は、地方財政法施行令第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体の貸付予定額については、起債協議書又は起債許可申請書の写しを徴求し、理財局長から通知された同意等予定額の範囲内であることを確認した上で決定する。また、その他の地方公共団体の貸付予定額については、財務局長又は財務事務所長が行った充当調整の結果により決定する。

第3 資金貸付予定額等の通知

- 1 財務局長又は財務事務所長は、資金貸付予定額を決定した場合は、別紙第3号書式（甲）の財政融資資金貸付予定額通知書に所要事項を記載して当該地方公共団体に通知する。
- 2 財務局長又は財務事務所長は、資金貸付予定額を決定しないこととした場合は、別紙第3号書式（乙）の財政融資資金貸付予定額通知書（資金貸付予定額の決定を行わないことについて）により地方公共団体に通知する。
- 3 財務局長又は財務事務所長は、地方公共団体に通知した別紙第3号書式（甲）の記載事項について変更する必要がある場合は、別紙第4号書式（甲）の財政融資資金貸付予定額変更通知書を作成して当該地方公共団体に通知する。

第4 計画の変更

- 1 管理運用規則第18条に規定する「計画の変更」とは、起債の増額を要しないものであって、事業計画変更の内容が次に該当する場合をいう。ただし、専ら国の直轄事業又は国の補助事業の地方負担額に着目して資金貸付予定額を決定した事業に係る場合及び事業計画変更の内容がきわめて軽微である場合を除く。
 - (1) 資金貸付予定額の決定の対象となった事業（以下「貸付対象事業」という。）の全部又は一部を取り止め、代りに同種事業を貸付対象に加えようとするとき。

なお、同種事業とは、資金貸付予定額決定上、貸付対象事業とあわせて一件として取扱うことのできる他の事業をいう（以下同じ。）。
 - (2) 貸付対象事業に係る事業費の減少又は当該事業費に充てるべき特定財源の増加によって本来不用となすべき資金貸付予定額が生ずる場合に同種事業を貸付対象に加えようとするとき。

- 2 財務局長又は財務事務所長は、地方公共団体から管理運用規則第18条第1項に定める書類の提出を受けた場合は、速やかに審査のうえ計画変更の承認の可否を決定する。
- 3 財務局長又は財務事務所長は、計画変更を承認する場合であつて、資金貸付予定額を減額したときは、別紙第4号書式(甲)により当該地方公共団体に通知するとともに、通知した地方公共団体が都道府県以外の団体である場合は、関係都道府県に別紙第4号書式(乙) 財政融資資金貸付予定額変更通知書(関係都道府県分)によりその旨を通知する。
- 4 財務局長又は財務事務所長は、計画変更を承認しない場合は、その旨を、別紙第4号書式(丙)の財政融資資金貸付予定額変更通知書(計画変更を承認しないことについて)により地方公共団体に通知する。

第3章 地方長期資金等の貸付

第1節 起債前貸等

第1 資金年度及び資金名 平成 年度起債前貸等

第2 貸付条件

- 1 利率 財務大臣が定め財務省ホームページで公表する。
- 2 違約金の割合 年10%
- 3 貸付期日 原則として3月26日から3月31日までの期間の貸付を行わない。
- 4 償還期限 起債前貸等を普通地方長期資金等に借換える日
- 5 利子支払期日
 - (1) 9月及び3月の貸付分 9月1日、3月1日及び償還期限到来の日
 - (2) 公共土木施設等小災害復旧事業債及び農地等小災害復旧事業債に係る貸付分 貸付月に関わらず、9月1日及び償還期限到来の日
 - (3) 前各号以外の貸付分 9月25日、3月25日及び償還期限到来の日

第3 起債前貸等借入申込書の審査

財務局長又は財務事務所長は、管理運用規則第21条の規定により地方公共団体から財政融資資金起債前貸等借入申込書の提出を受けた場合は、資金貸付予定額の範囲内において、事業の進ちよく状況等を勘案して貸付の可否を決定する。また、貸付する場合には、起債前貸等の額(以下「起債前貸等貸付額」という。)及び諸条件を決定する。この場合において、未だ事業に着手していない事業又は紛争(不正事件を含む。)若しくは財政事情等により事業の完成が著しく遅延すると認められるものについては、起債前貸等の貸付を行わない。

第4 資金貸付額等の通知

- 1 財務局長又は財務事務所長は、起債前貸等貸付額及び諸条件を決定した場合は、別紙第5号書式（甲）又は（乙）の財政融資資金貸付通知書により、地方公共団体に通知する。
- 2 財務局長又は財務事務所長は、貸付を行わないこととした場合は、別紙第5号書式（丙）の財政融資資金貸付通知書（貸付を行わないことについて）により地方公共団体に通知する。

第2節 普通地方長期資金等

第1 資金年度及び資金名

- 1 一般事業資金の場合 平成 年度地方公共団体普通事業資金
- 2 歳入欠かん等債資金の場合 平成 年度歳入欠かん等債資金
- 3 小災害債資金の場合
 - (1) 公共土木施設等災害分 平成 年度小災害債資金（公共土木等分）
 - (2) 農地等災害分 平成 年度小災害債資金（農地等分）
- 4 公営企業等資金の場合 平成 年度地方公営企業等資金

第2 貸付条件

- 1 利率 財務大臣が定め財務省ホームページで公表する。
- 2 違約金の割合 年10%
- 3 貸付期日 資金貸付予定額決定年度の翌年度の5月末日までとし、管理運用規則第28条第2項の規定により貸付期日が延長された場合はその延長された期日までとする。

なお、原則として3月26日から3月31日までの期間の貸付を行わない。
- 4 償還方法 原則として半年賦元利均等償還とする。
- 5 元利金支払期日
 - (1) 9月及び3月の貸付分 9月1日、3月1日
 - (2) 公共土木施設等小災害復旧事業債及び農地等小災害復旧事業債に係る貸付分 貸付月に関わらず、9月1日
 - (3) 前各号以外の貸付分 9月25日、3月25日
- 6 償還期限及び据置期間 毎年度、別に定める。
- 7 元金償還の開始日 据置期間の終了直後に到来する元利金の支払期日とする。

第3 貸付期日の延長

- 1 財務局長又は財務事務所長は、管理運用規則第28条の規定により地方公共団体から、財政融資資金普通地方長期資金等貸付期日延長承認申請書の提出を受けた場合は、次の各号により審査し、貸付期日延長の承認の可

否を決定する。

- (1) 事業の完成（継続事業にあつては、資金貸付予定額決定年度の予定事業の完了をいう。以下同じ。）の遅延がやむを得ない理由によるものであること。
 - (2) 資金貸付予定額決定年度の翌年度の3月末日までに事業が完成（ほぼ完成の域に達する見込のものを含む。）するものであること。
 - (3) 事業について翌年度への繰越その他の予算措置が適切になされているものであること。
- 2 財務局長又は財務事務所長は、貸付期日延長の承認を決定した場合は、事業の完成見込時期に適応した新たな貸付期日（この場合において、新たに決定する貸付期日は資金貸付予定額決定年度の翌年度の3月末日を越えることができない。）を決定し、その旨を別紙第6号書式（甲）の財政融資資金普通地方長期資金等貸付期日延長承認通知書により、地方公共団体に通知する。
- 3 財務局長又は財務事務所長は、期日延長を認めないこととした場合は、別紙第6号書式（乙）の財政融資資金普通地方長期資金等貸付期日延長承認通知書（期日延長を承認しないことについて）により地方公共団体に通知する。
- 4 財務局長又は財務事務所長は、貸付期日延長の承認を決定したものについては、管理運用規則第19条の規定により地方公共団体から提出を受けた財政融資資金普通地方長期資金等貸付予定額不用額報告書の内容を反映した上、別紙第7号書式の財政融資資金地方長期資金等貸付及び期日延長状況調により、6月10日までに理財局長に報告する。この場合において、財務事務所長が報告するときは、財務局長を経由する。
- 5 財務局長又は財務事務所長は、地方長期資金等の貸付状況について、資金貸付予定額決定年度の翌年度3月末現在の結果を別紙第7号書式により、4月20日までに理財局長に報告する。この場合において、財務事務所長が報告するときは、財務局長を経由する。
- 6 前第1項、第2項及び第3項の規定は、貸付期日延長の承認を受けた地方公共団体が、決定された貸付期日について更に延長の承認を受けようとする場合において準用する。

第4 普通地方長期資金等借入申込書の審査

財務局長又は財務事務所長は、管理運用規則第29条の規定により地方公共団体から財政融資資金普通地方長期資金等借入申込書の提出を受けた場合は、次の各号により審査し、貸付の可否を決定する。また、貸付する場合には、普通地方長期資金等の額（以下「長期資金等貸付額」という。）及び諸条件を決定する。

- (1) 資金貸付予定額決定の対象となった事業が完成していること。または、財務局長又は財務事務所長がほぼ完成の域に達したと認めたものである

こと。この場合において、財務局長又は財務事務所長は、事業の未実施等による過大貸付を防止する観点から、事業費支出状況調に記載された完成（見込）年月日の経過後、適宜の方法で速やかに完成確認を行い、貸付決議書等を活用し、確認の整理をする。

- (2) 決算済事業費については、原則として貸付対象としない。ただし、貸付申請において決算済であることを明らかにした次の特定のものについてはこの限りでない。

イ 施越事業であることを明らかにして起債の同意等を受けた補助災害復旧事業費

ロ 地方公営企業法の適用を受けた公営企業の事業費で、その財源につき起債の同意等を受けたにもかかわらず、当該同意等を受けた年度の決算において未払金として処理されたもの。

ハ イ、ロのほか、実態に照らし決算済事業費を貸付対象とすることがやむを得ないものとして理財局長が認めるもの。

- (3) 一件の金額が十万円以上であり、端数金額の単位が十万円以上であること。ただし、上記に掲げる金額に満たない資金貸付予定額を特に決定した場合はこの限りでない。

なお、償還期限等の関係により借用証書が数枚にわたる場合であっても、資金貸付予定額が一括して決定されているものは、あわせて一件として取扱う。

- (4) 財務局長又は財務事務所長は、地方公共団体が資金を転貸する場合については、原則として次により取扱う。

イ 転貸する資金の利率並びに据置期間及び償還期限が、地方公共団体が借入れる条件と同一であること。

ロ 財務局長又は財務事務所長は、地方公共団体と転貸先との間で締結する契約書等（借用証書含む）に「この借入金について関係官庁から随時調査を受け又は報告を徴せられても差支えありません。」及び「この借入金は、速やかに借入の目的のために使用しますが、万一右の目的以外に使用し又は借入後長期にわたり使用しないことがある場合においては、繰上償還を求められても異存はありません。」旨の文言の有無を審査し、当該文言のない場合においては挿入するよう指導する。

第5 資金貸付額等の通知

- 1 財務局長又は財務事務所長は、長期資金等貸付額及び諸条件を決定した場合は、別紙第5号書式（甲）又は（乙）（長期資金等貸付額が起債前貸等の借換えに係るものである場合は、別紙第8号書式（甲）又は（乙）の財政融資資金借換通知書）により、地方公共団体に通知する。
- 2 財務局長又は財務事務所長は、貸付を行わないこととした場合は、別紙第5号書式（丙）（長期資金等貸付額が起債前貸等の借換えに係るものである場合は、別紙第8号書式（丙）の財政融資資金借換通知書（借換に応じ

ないことについて)) により地方公共団体に通知する。

第4章 地方短期資金の貸付

第1 地方短期資金の種類

地方短期資金の種類については、次のとおりとし、種類別に区分経理する。

- (1) 一般財政調整資金 年度中における歳入と歳出の不均衡を調整するための資金
- (2) 災害つなぎ資金 災害発生に伴う緊急な資金需要のため必要な資金

第2 資金年度及び資金名

平成 年度地方短期資金

第3 貸付条件

- 1 利率 財務大臣が定め財務省ホームページで公表する
- 2 違約金の割合 年10%
- 3 貸付期間 原則として3か月以内において、歳計現金の一時的不足の調整のため必要な期間とする。
- 4 借換え 真にやむを得ない場合に限り、新規貸付と同様の手続きを経て、3か月の期間で借換えを認めることができる。
- 5 回収の期日 第3項及び第4項の場合において毎年3月25日を越えて貸付することはできない。ただし、財務局長が金融情勢その他やむを得ない事情により特に必要と認めた場合は、年度内の回収計上が可能な限度において回収の期日を延長することができる。

第4 地方短期資金借入申込書の審査

財務局長又は財務事務所長は、管理運用規則第33条の規定により地方公共団体から財政融資資金地方短期資金借入申込書の提出を受けた場合は、財政融資資金以外からの資金調達が困難であることを確認するとともに、次の各号により審査のうえ、別紙第9号書式の財政融資資金地方短期資金借入申込審査書を作成の上、貸付の可否を決定する。また、貸付する場合には、地方短期資金の額（以下「短期貸付額」という。）及び諸条件を決定する。

- (1) 一般財政調整資金の趣旨にのっとり、地方公共団体の歳計現金の一時的不足を調整するための必要な金額の把握とその期限内償還の確保に留意する。
- (2) 災害その他の不可抗力により地方資金等の元金の償還又は利子の支払を現に延滞している地方公共団体に対しては、第1章第3第1項第2号にかかわらず、その事情を勘案して差支えない。
- (3) 歳入のうち特に地方交付税、地方債等の収入時期については、繰上交

付の有無、起債の同意等、起債前貸等の時期等一般情勢を把握する。

- (4) 起債を財源とする事業費については、起債の同意等（同意等の予定額の決定を含む。以下同じ。）がない限り支出所要額と認めない。ただし、重要な継続事業であって貸付がなければ工事中断のため重大な損失を生ずるおそれのあるものについては、年度内に起債の同意等の見込みが確実な場合に限り、起債の同意等の決定前においてもその同意等見込額の範囲内でその所要額を貸付の対象とすることができる。
- (5) 管理運用規則第33条の規定により地方公共団体から提出を受ける月別資金繰表については、貸付所要額等の把握に支障がないと認められる場合には、その一部の記載を省略又は科目等の変更を認めることができる。

第5 資金貸付額等の通知

- 1 財務局長又は財務事務所長は、短期貸付額及び諸条件を決定した場合は、別紙第5号書式（甲）又は（乙）（短期貸付額が借換えに係るものである場合は、別紙第8号書式（甲）又は（乙））により、地方公共団体に通知する。
- 2 財務局長又は財務事務所長は、貸付を行わないこととした場合は、別紙第5号書式（丙）（短期貸付額が借換えに係るものである場合は、別紙第8号書式（丙））により地方公共団体に通知する。

第5章 財務状況把握

第1 財務状況把握の対象

- 1 地方資金の貸付を行う全ての地方公共団体を対象とする。
- 2 財務状況把握は、地方公共団体全体の債務償還能力や資金繰り状況を把握するものであることから、対象会計は普通会計に限らず公営企業会計も対象とする。ただし、財務状況把握は、公営企業単体の経営状況の把握を目的とするものではないことから、公営企業に対する繰出金や公営企業の資金不足の普通会計の債務償還能力や資金繰り状況への影響を確認するという観点から実施する。

第2 財務状況把握の実施方法

財務状況把握は、別に定める「地方公共団体向け財政融資財務状況把握ハンドブック」及び「地方公共団体向け財政融資財務状況把握執務参考資料」を活用し、毎年度、以下により実施する。

- (1) 財務局長又は財務事務所長は、行政キャッシュフロー計算書、財務指標及びその他予算並びに決算関係資料等に基づき、管内地方公共団体の財務状況のモニタリングを行う。
- (2) 財務局長又は財務事務所長は、財務状況のモニタリング結果を踏まえ、原則として管内地方公共団体を5年間程度で一巡するよう計画的に地方公共団体を選定し、ヒアリングを行う。

- (3) 財務局長又は財務事務所長は、ヒアリング実施後、速やかにヒアリング実施団体に対して財務状況把握の結果概要（以下「診断表」という。）を交付する。
- (4) 財務局長又は財務事務所長は、ヒアリング実施後に作成する別紙第1号書式（乙）を第2章第2第1号の審査において活用する。

第3 モニタリングの実施等

財務局長又は財務事務所長は、次の手続きによりモニタリングを実施する。

- (1) 財務局長又は財務事務所長は、理財局長から送付されるモニタリング資料を参考として地方公共団体の個別指標に特異な変動が見られる場合は、その要因の確認に努める。
- (2) 財務局長又は財務事務所長は、モニタリングにおいて公営企業の著しい経営悪化を把握した場合は、優先的に実地監査の対象とする。
- (3) 財務局長又は財務事務所長は、モニタリング資料とともに理財局長から送付される審査参考資料を活用して第2章第2第1号の審査を行う。

第4 ヒアリング実施予定団体の選定

- 1 財務局長又は財務事務所長は、理財局長から送付されるモニタリング資料を活用し、別に指示するところに従い、毎年度5月15日までにヒアリング実施予定団体を選定し、別紙第10号書式の平成 年度財務状況ヒアリング実施予定団体一覧表により理財局長に報告する。この場合において、財務事務所長が報告するときは財務局長を経由する。
- 2 理財局長は、必要と認められるときは、ヒアリング実施予定団体の変更等を指示する。

第5 ヒアリングの実施等

財務局長又は財務事務所長は、次の手続きによりヒアリングを実施する。

- (1) ヒアリングは、原則として実地監査と同一日程で実施する。また、同一日程で実施する場合、公営企業会計に対するヒアリングは、財政融資資金融通先等実地監査規程（昭和60年大蔵省訓令第23号）第3条に規定する実地監査官が実施する。
- (2) 財務局長又は財務事務所長は、ヒアリングを実施しようとするときは、ヒアリング実施予定団体に対し、あらかじめ日程調整を行った上で、ヒアリングの目的、内容及び日時等を通知するとともに地方公共団体の事務負担に留意し、事前にヒアリング項目を整理する。
- (3) 財務局長又は財務事務所長は、実地監査官がヒアリングに同行しなかった場合であって、公営企業の著しい経営状況の悪化を把握した場合は、優先的に実地監査の対象とする。
- (4) 財務局長又は財務事務所長は、ヒアリング実施後速やかにヒアリング

の実施結果及び財務状況把握の結果を整理するとともに、別紙第1号書式（乙）を作成する。

第6 ヒアリング実施団体に対する診断表の交付及び実施結果等の報告

1 財務局長又は財務事務所長は、ヒアリング実施後、診断表を速やかに交付する。

なお、融資審査の厳格化により貸付を行うことが適当でないと整理した財政健全化団体及び当該団体と同様の財務状況がヒアリング実施後に作成した別紙第1号書式（乙）によって確認された団体については、その旨診断表へ特記する。

2 財務局長又は財務事務所長は、実地監査において要処理事案の善後措置を講じた場合は、その旨診断表へ特記する。

3 財務局長又は財務事務所長は、4月10日までにヒアリングの実施結果及び診断表の交付結果を別紙第11号書式の平成 年度財務状況ヒアリング実施報告書により理財局長に報告する。この場合において、財務事務所長が報告するときは財務局長を経由する。

第6章 報告等

第1 理財局長に対する報告等（再掲）

理財局長が報告又は写しの送付を求めるものは次の各号のとおり。

- (1) 財政融資資金普通地方長期資金等借入金利設定申込書（写）（第2章第1第1号）
- (2) 財政融資資金普通地方長期資金等借入金利変更申込書（写）（第2章第1第2号）
- (3) 貸付を行うことが適当でないとの整理（第2章第2第3号）
- (4) 貸付を行わないことの決定（第2章第2第4号）
- (5) 財政融資資金地方長期資金等貸付及び期日延長状況調（第3章第2節第3第4項及び第5項）
- (6) 平成 年度財務状況ヒアリング実施予定団体一覧表（第5章第4第1項）
- (7) 平成 年度財務状況ヒアリング実施報告書（第5章第6第3項）

第2 地方公共団体に対する通知（再掲）

地方公共団体に通知を求めるものは次の各号のとおり。

- (1) 平成 年度における財政融資資金の取扱いについて（第2章第2第3号）
- (2) 財政融資資金貸付予定額通知書（第2章第3第1項）
- (3) 財政融資資金貸付予定額通知書（資金貸付予定額の決定を行わないことについて）（第2章第3第2項）
- (4) 財政融資資金貸付予定額変更通知書（第2章第3第3項及び第4第3

- 項)
- (5) 財政融資資金貸付予定額変更通知書（関係都道府県分）（第2章第4第3項）
 - (6) 財政融資資金貸付予定額変更通知書（計画変更を承認しないことについて）（第2章第4第4項）
 - (7) 財政融資資金貸付通知書（固定金利方式）、財政融資資金貸付通知書（利率見直し方式）（第3章第1節第4第1項、第3章第2節第5第1項及び第4章第5第1項）
 - (8) 財政融資資金貸付通知書（貸付を行わないことについて）（第3章第1節第4第2項及び第4章第5第2項）
 - (9) 財政融資資金普通地方長期資金等貸付期日延長承認通知書（第3章第2節第3第2項）
 - (10) 財政融資資金普通地方長期資金等貸付期日延長承認通知書（期日延長を承認しないことについて）（第3章第2節第3第3項）
 - (11) 財政融資資金借換通知書（固定金利方式）、財政融資資金借換通知書（利率見直し方式）（第3章第2節第5第1項及び第4章第5第1項）
 - (12) 財政融資資金借換通知書（借換に応じないことについて）（第3章第2節第5第2項及び第4章第5第2項）

第3 理財局長に対する随時報告

財務局長又は財務事務所長は、次に掲げる事項については、その状況等が判明の都度理財局長に報告する。この場合において、財務事務所長は財務局長を経由して報告する。

- (1) 風水害その他災害があった場合はその被害の状況。
- (2) 地方公共団体における不正事件、事業に関する紛争又は財政若しくは資産状態に重大な影響があると認められる事件。
- (3) その他特に地方資金の貸付に関し参考となる事項。

第7章 雑則

第1 借用証書の記番号

- 1 借用証書の記番号は、地方公共団体別に5桁の数字（一部英字を含む。）を用いた資金年度ごとの通し番号とし、次の要領により付させる。
 - (1) 普通地方長期資金等については、上2桁は資金年度、下3桁は資金年度別の通し番号とする。
 - (2) 起債前貸等については、上2桁は資金年度、それに続く中2桁は資金貸付予定額の決定1件ごとの資金年度別通し番号とし、下1桁にアルファベット順の英文字1字を用いた枝番（第1回目を「A」とし、資金貸付予定額の1件について2回以上貸付する場合の第2回目以降の枝番は「B」から順次付する。）を付する。
 - (3) 地方短期資金については、上2桁は資金年度、それに続く中2桁は新

規貸付ごとの資金年度別通し番号とし下1桁にアルファベット順の英文字1字を用いた枝番（新規貸付を「A」とし、借換えが行われる場合の枝番は「B」から順次付する。）を付する。

- 2 債務承継があった場合は、旧地方公共団体の借用証書の記番号をそのまま使用することなく、債務承継に係る借用証書に記載された資金年度と同一資金年度における新地方公共団体の借用証書の記番号のうち最も大きい番号の次の番号から前項の要領により通し番号を付すことにより、新地方公共団体の借用証書の記番号に改訂させる。

第2 読替規定

- 1 地方公共団体が沖縄総合事務局の管轄区域内にある場合においては、この細則の適用にあたって、「財務局長」を「沖縄総合事務局長」と読替えるものとする。
- 2 地方公共団体が北海道財務局小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にある場合においては、この細則の適用にあたって、「財務事務所長」を「小樽出張所長又は北見出張所長」と読替えるものとする。
- 3 地方公共団体が福岡財務支局の管轄区域内にある場合においては、この細則の適用にあたって、「財務局長」を「福岡財務支局長」と読替えるものとする。